

特記仕様書

工事名：区画道路補修工事（東深井区画174号線）

第1章 総 則

（適用）

第1条 この特記仕様書は、受注者が遵守する請負契約約款及び千葉県県土整備部技術管理課監修「土木工事共通仕様書・施工管理基準」（以下「共通仕様書」という。）のほかに、特に守らなければならない事項を定めたものである。

（施工計画及び材料）

第2条 本工事は共通仕様書に基づき施工計画の立案を行うこととするが、設計図書に記載されている項目について受注者が任意に施工方法・材料を特定し使用する場合は、その項目について詳細な施工計画を立案し監督員の承諾を得ることとする。

使用材料については、施工計画書の主要資材に材料名、使用数量及びメーカーを一覧表にして記載することとする。

（監理技術者及び主任技術者の専任）

第3条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約後、監督員との打合せにおいて定めることとする。

2 工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が完了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

第2章 建設副産物対策

(共通事項)

第4条 「千葉県建設リサイクル推進計画2016」に基づき、最終請負金額が1,000千円以上の工事については、建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の量の大小及び有無にかかわらず、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて登録・作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

- 2 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、施工計画書内に含め提出すること。
- 3 建設廃棄物の処理にあたって、排出事業者(受注者)は許可事業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書(厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式)を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを施工計画書に含め提出すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

- 4 建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督員に提出し確認を受けること。
- 5 建設廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、監督員から複写式伝票の確認を求められたとき、原本を持参し監督員による確認の後に承認を得ること。

ただし、舗装切断排水について、工事完成時までに処分終了票の返却がない場合は、返却後に監督員による承認を得ること。

また、電子マニフェスト方式による場合には、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処理終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し、監督員に提出すること。

- 6 本工事により発生するアスコン塊(60m³)は、片道運搬距離7.5kmの千葉県野田市瀬戸95-91に運搬し、適正に処理するものとして計上して

いる。また、舗装切断排水(0.04m³)は、片道運搬距離3.8kmの千葉県野田市西三ヶ尾340-10に運搬し、適正に処理するものとして計上している。

(建設リサイクル法)

第5条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置については次の各号によるものとする。

- 1) 本工事の請負金額が500万円以上の場合、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けされた工事として取り扱う。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設副産物情報交換システム(COBRI S)」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を使用するものとする。

- 2 受注予定建設業者からの事前説明は、次の各号によるものとする。

- 1) 法第12条で、対象建設工事の受注予定建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。
- 2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- 3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第3章 環境・安全対策

(公衆災害の防止)

第6条 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月国土交通省告示第496号)」及び「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」に従って行わなければならない。

(環境対策)

第7条 本工事に先立ち、「騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)」第14条第1項、「振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)」第14条第1項、「流山市公害防止条例施行規則(昭和47年8月1日規則第21号)」の規定により、特定建設作業実施届出書を流山市長へ届出し、その写しを提出すること。

(安全・訓練等の実施状況報告)

第8条 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練として必要な事項

(労働環境)

第9条 受注者は、適切な労働時間や適切な休日の確保に留意し、健全な労働環境の確保に努めるものとする。

第4章 施工関係

(設計照査及び条件変更)

第10条 受注者は、施工前に契約書第18条第1項1号から5号に係る設計照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出すること。また、現場状況と設計内容に相違する点が確認された場合は、速やかに対応策について検討し、必要に応じ現場状況等確認要求書

を提出し、監督員に報告・協議をしなければならない。

(資材置場等の確保)

第11条 資材置場、現場事務所用地、仮駐車場用地等については、受注者が必要に応じ確保すること。

(工期)

第12条 工期は、雨天・休日等を見込み、契約締結日の翌日から令和8年12月14日までとする。なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始休暇を含んでいる。

(工事着手前の現場調査)

第13条 受注者は、工事着手前に現場及び沿線の地盤高、既設構造物の高さ並びに路線延長等(U字溝の高さ、道路幅員等を含む)を測量し、速やかにその測量成果を監督員に提出すること。

2 基準点は監督員の指示するものを使用することとし、仮BMを設置する場合は、工事共通仕様書による他、監督員の指示する方法により検測を行い、その成果表を工事に先立ち提出すること。

3 工事沿線区域内のブロック塀やコンクリートたたき等に破損が確認された場合、その所有者又は住居者の同意を得て、写真撮影・寸法等を記録しておくこと。

また、工事施工に支障をきたすことが予測される箇所については、事前に監督員に報告すること。

4 工事完了後、事前に調査した箇所等の破損が拡大していないか、また新たに生じていないか調査の上、監督員に報告し、必要により補修等の措置を実施すること。

5 工事着工前に、道路境界測量図等をもとに道路境界の位置を確認し把握しておくこと。

6 工事により一時撤去した境界杭について復元が必要なものについては、復元後、その隣接土地所有者及び市の監督員立合いのうえ、境界について承諾を得ること。

(一般施工)

第14条 構造物の据付等のため掘削する場合は、その日のうちに据付・埋め戻しを行い、夜間は解放するように努めること。

2 前項の措置を講じられない場合は、覆工板の敷設等に措置をするとともに、必ず監督員に連絡し、指示のある場合はそれに従うこと。

3 側溝布設替工事に伴いブロック塀等に近接した場所を掘削する場合は、塀の転落防止対策を講じること。

なお、特に危険が予想される場合は、監督員に連絡し指示を受けること。

(舗装版切断)

第15条 受注者は、舗装切断時に発生する排水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。

2 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)を、監督員に提示するとともに「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。

3 当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行うこと。

4 受注者は、当該排水の処理に関し「千葉県県土整備部土木工事共通仕様書・施工管理基準」の撮影頻度に基づき、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。

(写真管理)

第16条 工事写真の撮影方法については、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写し込むものとする。

- ①工事名
- ②工種等
- ③測点(位置)
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

(出来形管理)

第17条 出来形管理については、「共通仕様書」による。

(工程管理)

第18条 工事施工中の工程管理について、工事履行報告書の様式をもとに1ヶ月ごと（月末）の工程進捗状況を記載し、工程表（適宜様式）及び写真（着工前・進捗状況）を添付し提出すること。

他の工事に競合して工事を実施する際、当初作成した工程にずれが生じた場合、その都度打合せをして、工期内完成に努めること。

（工事カルテ）

第19条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員に提出し、確認を受けた後（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、受注者は（財）日本建設総合情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出するものとする。

1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。

2) 完成時登録データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。

3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に変更データを提出するものとする。

なお、変更時と完成時が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（検査）

第20条 受注者は、監督員の指示により検査に必要な書類及び器具を用意しなければならない。

受検の際、指定したもの以外は全て撤去し、全施工区域の跡かたづけ、清掃をすること。特にマンホール蓋、ます蓋に付着したアスファルトは完全に除去しておくこと。

（工事完成図書の納品）

第21条 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出すること。

1) 施工計画書

- 2) 実施工程表
- 3) 工事主要材料総括表
- 4) 工事材料検査表
- 5) 品質管理
- 6) 出来形管理
- 7) 工事写真
- 8) 完成図面
- 9) その他(監督員の指示するもの)

第5章 関係住民への対応

(着工完成の報告)

第22条 受注者は、工事の着工前に自治会長(周辺自治会長等を含む)及び関係住民に工事の内容について、十分に説明し理解と協力を得ることは勿論であるが、工事中についても常時、関係住民に工事の状況及び工程について周知すること。また、工事完成の際にも必ず関係住民に報告すること。

(苦情の処理)

第23条 受注者は、作業進行中に苦情・トラブル等があった場合には、速やかに監督員に報告した上で対応すること。その際工事に起因する修理、修繕等は指示なくも、誠意をもってこれに当ること。

第6章 損 害

(第三者に及ぼした損害)

第24条 受注者は、第三者に損害を生じさせた時点で、必ず報告書を監督員に提出し、速やかにその損害を保証する。

- 2 前項のうち、第三者に及ぼした損害が本工事に起因することが明確である場合、受注者及び発注者双方にてその発生原因を追求するものとするが、因果関係が不明瞭な場合は双方協議の上負担割合を決定する。
- 3 前項の内、受注者が設計内容を十分理解し、善良な施工を行っていたことが確認され、かつ不測の事態であると判断できる場合に限り、発注者がその損害を負担する。

第7章 その他

(労働災害保険について)

第25条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければなら
ない。

(本仕様書に係る問い合わせ先)

第26条 本仕様書に係る問い合わせ先は以下のとおりとする。

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 土木部 道路管理課 道路補修係

TEL 04-7150-6093

FAX 04-7150-2862

メール dourokanri@city.nagareyama.chiba.jp